

2. 個別事業評価  
森林整備・林業等振興整備交付金

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	目標年度 (平成31年度)	
森林整備 の推進	高性能林 業機械等 の整備	林業機械 作業シス テム整備	豊田森林組合	【森林整備型】 ログローダ 1台	平成26年度	間伐材利用量 (20,500m <sup>3</sup> )	21,641 105.6%	18,819 91.8%				

(注)

- 1 「個別指標」の欄には、個別指標のほか目標値を記入すること。
- 2 「達成状況」の欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績/各年度ごとの目標値)を記入すること。  
なお、製品出荷量実績におけるJASの格付率または入荷量に占めるJAS製品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記入すること。  
各年度ごとに目標値を設定している場合は、最上段にそれぞれ記入すること。
- 3 報告年度については、本要領第7の2若しくは第9の3に基づくこと。
- 4 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 5 木造公共建築物の整備により整備する施設においては、原則として施設利用者に対してアンケートを行うこと等により施設の波及効果を調査することとし、その集計結果を達成状況報告の提出の際に添付すること。  
なお、アンケートの内容には、以下の(1)~(3)を含めること。  
(1) 当施設の利用で木材利用の意義や木の良さについて理解が深まりましたか(深まった、深まらない(その理由)、わからない)。  
(2) 国、地方公共団体はこのような木造公共施設の建設を促進すべきですか(そう思う、そう思わない(その理由)、わからない)。  
(3) ご自分が住宅を建てる場合、地域材を使用したいと思いますか(この施設を見てそう思うようになった、以前からそう思っていた、そう思わない(その理由)、わからない)。
- 6 木質バイオマス利用促進整備のうち、事業計画書の備考欄に「未利用材を利用」と記載したものについては、「達成状況」欄に木質バイオマス利用量の実績の上段へ、その内数として未利用材利用量を( )書きにより記載すること。

## (2) 収支実績

(愛知県)

メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					備考	
							運用開始年度	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)		目標年度 (平成31年度)
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備	豊田森林組合	【森林整備型】 のろーた 1台	平成26年度	収入	77,525,753円	0	51,221,753	18,552,006				
					支出	32,893,345円	0	3,019,807	2,912,260				
					収支差	44,632,408円	0	48,201,946	15,639,746				
					収入のうち 公的資金等	0	0	0	0				
以下余白					収入								
					支出								
					収支差								
					収入のうち 公的資金等								

(注)

1 「収支実績」については、以下の施設について記載すること。

ア 収支を伴う施設

- |              |                |                    |                       |
|--------------|----------------|--------------------|-----------------------|
| (1)木材製材施設    | (6)木材加工施設      | (11)木材集出荷販売施設      | (16)品質向上・物流拠点施設       |
| (2)集成材加工施設   | (7)木材材質高度化施設   | (12)森林バイオマス再利用促進施設 | (17)チップ加工施設           |
| (3)プレカット加工施設 | (8)特用林産物生産施設   | (13)木質エネルギー等利用促進施設 | (18)新しい木材活用のための加工供給施設 |
| (4)丸棒加工施設    | (9)特用林産物加工流通施設 | (14)木質バイオマス供給施設    | (19)直交集成板加工施設         |
| (5)杭加工施設     | (10)廃床等活用施設    | (15)合・単板加工施設       | (20)コンテナ苗生産基盤施設等      |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。

イ 林業機械作業システム整備により導入した林業機械(以下、「林業機械」という。)

- 2 「施設等区分」については、上記1のアに該当する場合は(1)～(15)を、1のイに該当する場合は【森林整備型】、【素材生産型】の別を記載し、機種についても記載すること。
- 3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)
- 4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記入すること。なお、林業機械については、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支計画を記入すること。
- 5 「報告年度」は、本要領第7の2に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
- 6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。
- 7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。
- 8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。